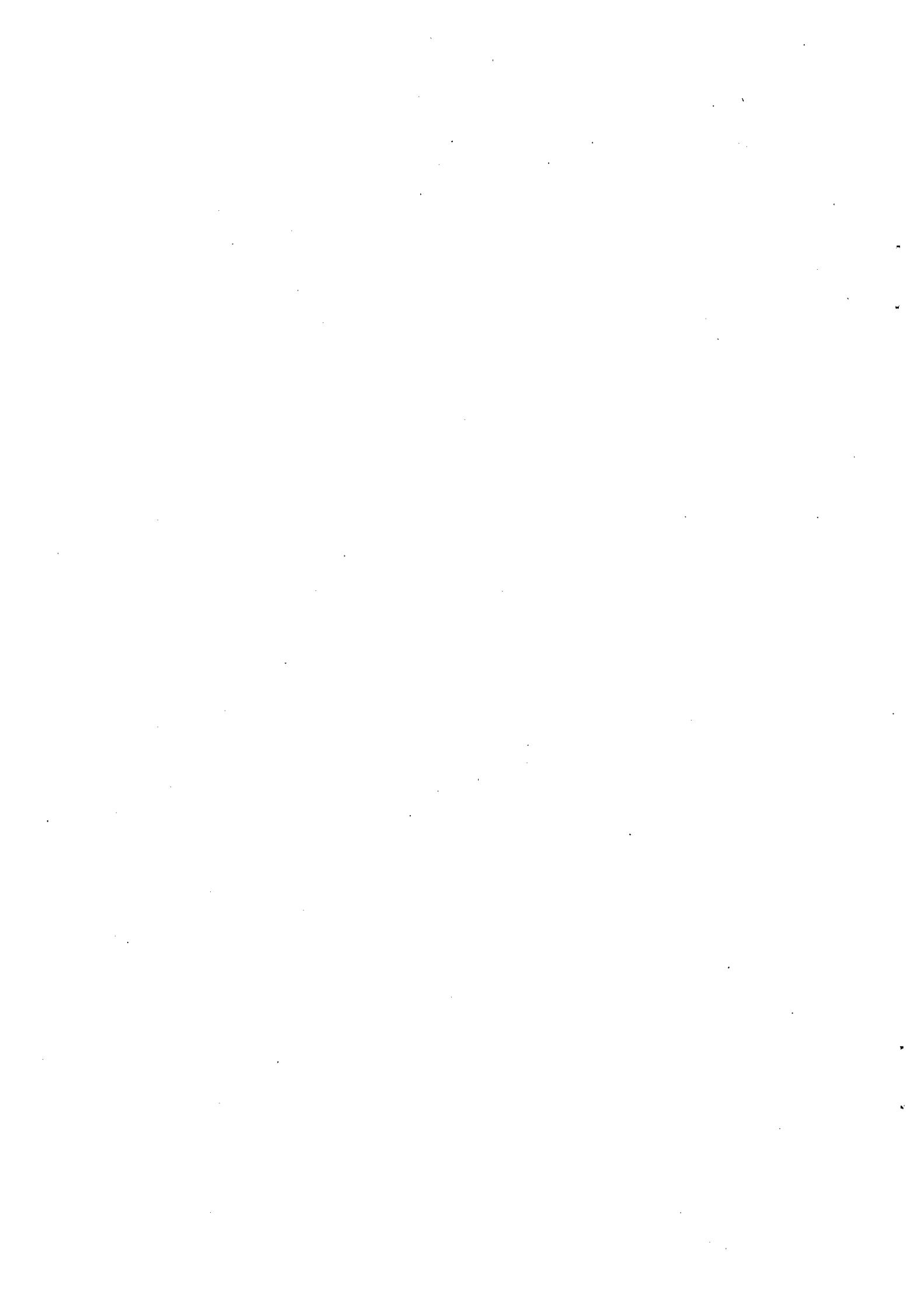


別 冊

平成29年度中国地方知事会第1回知事会議等資料

資料1	中国地方知事会議・共同アピール	1
資料2	北朝鮮ミサイル発射等への対応の充実・強化についての緊急アピール	39
資料3	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	41
資料4	中国地方5県等ドクターヘリ広域連携に係る基本協定	44
資料5	復興・福興に向けて「お越しください 鳥取県へ！」	46
資料6	ライフスタイルを見直し、省エネを進めよう	47



防災・減災対策等の推進について

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震では、震度6弱を記録した倉吉市や湯梨浜町、北栄町など鳥取県中部を中心に人的被害や住家被害が多数発生したほか、公共土木施設や文化観光施設等の公共施設も被災し、復興に向け官民が全力を挙げているところである。

また、「平成28年熊本地震」でも、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生した。

さらに、広島・山口両県に甚大な土砂災害をもたらした「平成26年8月豪雨」をはじめ、近年、全国各地において水害や土砂災害が相次いでいる。その上、本年1月、2月に発生した豪雪では、中国地方の幹線道路において大規模な滞留や長時間の通行止めが発生したほか、JRの列車の長時間にわたる立ち往生、路線バスや航空便の数日間の運休・欠航など、物流をはじめとする地域経済活動を大きく損なうこととなった。

加えて、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 鳥取県中部地震や熊本地震からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

鳥取県中部地震や熊本地震で被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受け入れなど、被災地に幅広い支援を行っている自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

2 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

(1) 住民のライフスタイルの違いに配慮した情報発信や、地域、学校及び

企業・団体などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、短時間で効果的な防災訓練・防災教室の実施の推進を図るなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民自らが災害から生命を守るために行動を促す取組を加速すること。

特に、企業・団体の従業員等において、避難場所・避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。

(2) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした地域防災力強化の取組について、財政措置の充実を図ること。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

(1) 近年、全国各地で局地化、激甚化している豪雨や地震による土砂災害が発生していることを踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援を行うこと。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。

については、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。

4 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るために、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靭化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分すること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する洪水や高潮などの大規模な水害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

加えて、想定し得る最大規模の洪水等から迅速に避難する体制を構築し人命を守るために、水防法改正に伴う浸水想定区域の見直し等に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

不特定多数の者が利用する大規模建築物、地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用

に対する国の支援のさらなる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。加えて、地震により倒壊のおそれのある空き家の除却が促進されるよう十分な予算措置をすること。

また、住宅や社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講ずること。

併せて、私立幼稚園における耐震化補助の予算拡充や、幼稚園以外の私立学校に対する耐震改築工事の補助単価の引上げと予算規模の拡充について、引き続き確實に措置すること。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や、当面の対策として付加車線の早期整備を促進するとともに、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化により強靭な道路ネットワークを構築すること。

(5) 公共交通機関の豪雪対策について

豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

5 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でア

ルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

(3) 活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態や地震・津波の予測精度の向上など、地震に関する調査研究を強化すること。

6 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、老朽化した公共土木施設等の長寿命化対策や施設の維持管理のための公共施設等適正管理推進事業の拡充、点検や修繕に係る起債制度の拡充、交付要件の緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

7 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

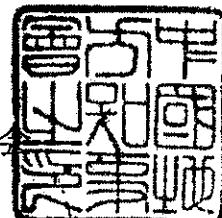
大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設するとともに、国、被災自治体、応援自治体間での費用負担のあり方を明確化し、これに応じて、各自治体に対する十分な財政措置を講じること。

8 原子力防災対策の強化について

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力をすること。
- (2) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

平成29年6月5日

中國地方知事会議



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

「地方創生・人口減少克服」に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

このため、地方においては、産学官金労言などの主体が連携し、地域が直面している課題について考え、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を進めている。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けた新たな取組に軸足を置いているが、地方創生に向けた大きな流れを緩めではならず、改めて「地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし」との断固たる決意と覚悟を持って、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「『東京一極集中』を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の3つの基本的視点に沿って政策を強力に推進していくべきである。

こうした中、国は、「働き方改革実現会議」における議論を踏まえてまとめた「働き方改革実行計画」に基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現などについて取組を開始したところである。

国と地方がともに、少子化に対する危機感と働き方改革を着実に推進するための課題意識を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進する必要がある。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意であり、国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1 地方への分散のために

東京一極集中が続く中、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という

基本目標を達成するため、国においてはこれまで以上に総力を挙げて取り組むこと。

(1) 大学の東京一極集中の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方大学の振興や東京23区の大学・学部の新增設の抑制等について、立法措置を講じるとともに、大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めるなど、緊急かつ抜本的な対策を図ること。

また、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(2) 企業の地方分散

国は、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転を取り組んでいるが、東京圏への転入超過は続いている。このため、国が自ら率先してその要因分析を行い、具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定した上で、企業の地方移転に向けた抜本的な対策を講じること。

なお、その具体化に当たっては、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転・拡充に対する新たな支援制度や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、企業の負担をさらに軽減するほか、集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する財政支援制度を創設することなども含め検討すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方移転を行うとされた機関については、その速やかな移転実現を図るため、具体化に向けた関係者間協議を、国が主体となって精力的に進めること。

また、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の国の機関としての機能確保や、共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ、適切な体制を整えること。

併せて、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略としてさらなる移転に取り組むこと。

なお、今後の取組を進めるに当たり、ＩＣＴを活用したテレビ会議やテレワーク等、移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

（4）「地方」への移住・定住

地方暮らしの魅力をＰＲする継続的なキャンペーンの実施やマスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を転換するような気運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住相談窓口の充実、移住者の住まいや就職等に対する支援など、地方が独自に取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

（5）「生涯活躍のまち（日本版CCR）」構想の実現

「生涯活躍のまち（日本版CCR）」構想については、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直しなど、地方の実情に十分即した形で円滑な実現を図ること。

（6）企業版ふるさと納税制度の拡充・改善

企業版ふるさと納税制度について、その活用が図られるよう、地方の意見を踏まえ、より柔軟で使いやすい制度への拡充・改善を行うこと。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

（1）若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実などを進めること。

また、結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。

（2）地域の実情に応じた取組への支援制度の充実

地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとするとともに、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減等

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯の経済的負担軽減について、思い切った施策を講じること。

なお、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、平成30年度から、未就学児までは廃止されることとなったが、減額措置を全面的に廃止すること。

(4) 保育サービスの充実及び財源の確保

保育サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、深刻な保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善をさらに進めること。

また、地方において効率的・効果的な保育事業が実施できるよう、3府省に分かれた施策を一体化する制度の見直しを図ること。

さらに、地域の実情に応じて、柔軟かつきめ細かに対応できる施策を機動的に実施できるよう、保育サービス全般に活用できる交付金の創設など、自由度の高い財政的な支援等の措置を講ずること。

(5) 女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育て・介護に関する制度を利用しやすい職場風土の醸成や、女性の就業継続や再就職、起業への支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、待機児童対策、介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えるとともに、税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。

さらに、職場における女性の活躍の加速化に向けて、地方が主体性をもち、それぞれの実情に応じて、複数年を見据えた計画的な事業実施ができるよう、財源確保の措置を講ずること。

(6) 三世代同居・近居の促進

世代間で助け合いながら子育て、孫育てができるよう、三世代同居住

宅の新築・改築への支援や、改築に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。

3 長時間労働を是正し、多様な働き方を推進していくために

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正に向けた法制度の見直しは、引き続き労使双方の意見を十分に確認し、実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知や準備を行うこと。

(2) 企業が働き方改革に取り組みやすい環境の整備

企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立支援を促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、非正規雇用の待遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。

なお、人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。

(3) 生産性の向上

働き方改革の推進は生産性の向上と一体的に取り組む必要があり、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。

(4) 国内気運の醸成

働き方改革について国民理解の促進と、国内の一層の気運醸成を図ること。

(5) 地域の働き方改革推進に向けた財政支援

地方自治体が地域経済界や労働団体等の意見を踏まえ、地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

4 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるための地方の取組を支援するとともに、後継者対策や創業などへの支援策を一層充実させること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫(CIQ)などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成、外国語併記の観光案内標識の設置・共通表記化、無料公衆無線LANの整備及び共通認証に向けた取組の加速、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備の支援に取り組むこと。

また、古民家活用などによる多様なニーズに対応した宿泊サービスについて、地域の実情に応じて導入できるよう、地域の宿泊需給の状況や利用者等の安心・安全の確保にも十分配慮した上で、今後も法整備その他必要な対応について検討を進めること。併せて、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスの創設など、今後も増加が見込まれる訪日外国人旅行者への対応を加速させるための総合的な対策について、中長期的に継続して取り組むこと。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

(4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取

り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

また、地方企業が東京圏在住者に対して情報提供や相談対応ができる場や人材獲得に係るコストの低減につながるサテライト採用面接会場の設置など、マッチングのための環境を充実させる施策を講じること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む特色ある教育のさらなる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じたまちづくりの推進

人口流出の防止に向け、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏や小さな拠点形成の支援など国の取組と併せ、地方が実情に応じたまちづくりに取り組めるよう、必要な支援策を講じること。

(7) 明治150年に向けた取組の推進

明治150年を契機に、我が国の近代化の歩みを見つめ直し、後世に伝えていくため、国民的な機運を醸成するとともに、国が実施する「明治150年」関連施策の充実を図ること。

また、地方が実施する「明治150年」関連事業を支援すること。

5 貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの夢と希望をかなえるために

(1) 進学希望をかなえるための支援の充実

給付型奨学金や無利子奨学金の充実、返還金の減額・免除や返還期限の猶予等の奨学金制度の拡充により、すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るための支援の充実・強化を図ること。

(2) 学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数の拡充や、補充

学習、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する学習支援など、子どもたちが必要な学力を確実に身につけられる体制整備への支援を充実させること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源を確保するとともに、人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。

(3) 社会的養護の充実・強化

施設の小規模化等に向けた整備の着実な推進や里親制度・養子縁組制度の普及啓発・推進に向けた財政支援の拡充を図ること。

(4) 保護者等への支援策の強化

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等から、乳幼児期の教育・保育の重要性への認識が高まっていることを踏まえ、幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充や、子どもとの関わり方についての助言など親への支援制度を創設すること。

また、児童虐待の防止の観点から、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりへの支援や、経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援、保護者の安定した就労への支援について、充実・強化を図ること。

(5) 都道府県の子どもの貧困対策等への支援

各都道府県において、より効果的に子どもの貧困対策を進められるよう、国において、統一的な基準で都道府県ごとの実情が分かるように実態調査を行うとともに、その結果や算出方法を情報提供すること。

6 地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、地方創生推進交付金については、地方が「地方版まち・ひと・し

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて施策展開を図ることができるようしっかりとその規模を拡大・確保し、継続的なものにすること。さらにその運用に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、手続を簡素化した上で、年度当初から事業着手できるよう、交付事務の迅速化を図るとともに、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とするほか、施設整備事業についても要件を緩和し、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、平成30年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

なお、国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてKPIを設定して、地方創生に取り組んでいることから、取組の検証を行い公表すること。

7 地方自らが創意工夫を發揮するために

(1) 地方分権改革の推進

「提案募集方式」において提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

とりわけ、地方が従前より求めている、福祉等の分野における「従うべき基準」の「参酌すべき基準」化や、地域交通などにおける権限移譲等について、地方分権改革有識者会議のもとに新たに専門部会を設置するなど重点的に議論すること。

また、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、一律に対象外と整理するのではなく、提案の内容を踏まえて柔軟に対応すること。

なお、現行の提案募集の制度は、既存の制度の権限移譲・規制緩和に留まっていることから、人口減少・少子高齢化等の地域の実情を踏まえた社会的課題に対応する地方分権改革にも取り組むこと。

さらに、国が実質的に地方に義務付けている事務については、確実に財源措置すること。

(2) 規制改革の推進

規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。

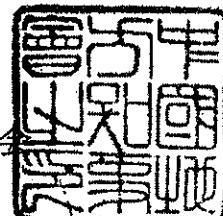
また、「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

(3) 地方創生を支える基盤の整備

対流促進型国土の形成に向け、高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の対策等をはじめとした高速道路ネットワークの整備、空港・港湾機能の強化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地方税財源の充実について

平成29年度の地方財政計画においては、国税収入の伸びの鈍化や交付税及び譲与税配付金特別会計における前年度繰越金の皆減など、近年にない厳しい状況の中で、地方交付税総額が、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の16.3兆円となったものの、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで0.4兆円増の62.1兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図ったものの、前年度に比べて0.3兆円増となり、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて地方財政計画への反映等を検討すべきとの議論もあるが、財政調整基金などは、地方が国を上回る職員数を削減するなど徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じ、その判断に基づいて積み立ててきたものであり、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは全く不適当である。また、平成32年度における国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成に向けて、地方財政についても国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、消費税率10%への引上げが再延期される中、平成29年度から実施する保育士や介護人材等の処遇改善等の社会保障の充実分について地方財政計画に計上されたところであるが、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を求めるとともに、平成31年10月に確実に消費税率を10%に引き上げができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活

性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、引き続き、財政調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、平成29年度に対象業務が拡大されるトップランナー方式は、「一律の歳出削減」となる懸念がある。歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないように基準財政需要額に復元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働くかない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

(2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しており、平成29年度は財源不足の拡大等により発行額が増加したところであるが、本来は交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政

需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減や歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするために、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成29年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成29年度当初予算において1,000億円が措置された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう今後も十分な額を確保すること。さらにその運用に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、手続を簡素化した上で、年度当初から事業着手できるよう、交付事務の迅速化を図るとともに、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とすること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続の簡素化を図ること。
- (6) 国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、さらなる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税のさらなる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。
- (8) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされた。その検討に当たっては、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、既に37府県が超過課税を財源として、多様な森林整備を実施してきたこれまでの取組成果を踏まえ、地方独自の取組と併存できるよう、都道府県の役割も考慮の上、しっかりと調整すること。なお、事業を実施する市町村の意向を踏まえ、都道府県との連携等、実効性のある体制支援にも配慮すること。
- (9) 車体課税の見直しについては、平成29年度与党税制改正大綱において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措

置を講ずることとされたが、今後とも、車体課税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

- (10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。
- (11) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

2 社会保障と税の一体改革

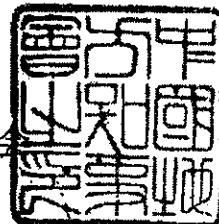
- (1) 消費税率10%への引上げが平成31年10月に再延期される中、増嵩する地方の社会保障関係費の財源を確実に確保するため、国の責任において必要な財源措置を行うこと。また、消費税率の引上げを再延期しても、地方においては、すでに子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることのないようにすること。
- (2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。
さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講

じること。なお、重度心身障害者に対する医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

- (4) 消費税率が10%に引き上げられるまでに、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率の引上げに伴い医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。
- (5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%引上げ時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。
- (6) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては、地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。
なお、引き続き、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークに係る維持管理や今後の制度改革等に伴うシステム改修に要する経費については、原則として国が負担し、地方に経費負担が生じることのないようにすること。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善 兵 衛
岡山県知事	伊 原 木 隆 太
広島県知事	湯 崎 彦 茂
山口県知事	村 岡 政 嗣

東京2020オリンピック・パラリンピック開催効果を地方へ！

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックは大盛況のうちに幕を閉じ、東京2020オリンピック・パラリンピックがいよいよ3年後に迫った。

東京2020オリンピック・パラリンピックは国内外に日本文化の素晴らしさを理解していただく絶好の機会でもあり、開催気運を盛り上げ、大会の成功に貢献するため、地方においてもスポーツ振興だけでなく、文化振興などの取組を推進しているところである。

近代オリンピックの理念である、スポーツを通じた世界平和の維持と国際友好親善への貢献のため、我が国のスポーツ選手の育成・強化を図り、スポーツの振興に寄与する必要がある。

また、全国各地において、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業、住民、地方公共団体、国等のあらゆる主体が文化プログラムに参画する枠組みを作ることにより、広く日本国内にオリンピック・パラリンピックムーブメントを勃興させ、その開催効果を全国津々浦々に波及させるだけでなく、開催後も未来に向けて継続的なものとし、地方創生を推進していく必要がある。

さらに、2020年を見据え、急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、観光施策を一層推進していかなければならない。

以上を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 スポーツ・文化振興の取組への支援

東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、地方も、開催に向けた気運を一層盛り上げ、大会の成功に貢献し、その効果を全国津々浦々に波及させるとともに、大会後も地域のスポーツ・文化・観光資源を活用した取組を継続的に展開し、地方創生の実現へと繋げていくことを強く望んでいる。

については、国の助成制度の創設を含めた積極的な支援を行うこと。特に、次のような地方独自の取組に強力な支援を行うこと。

(1) 地方が行う公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等に係る特別な地方債の発行と、その償還に対する交付税措置を講じるとともに、既存施設の改修に充当される地域活性化事業債の対象の拡充と償還に対する

- 交付税算入率を引き上げること。
- (2) 地方が行うスポーツ環境整備に係る補助制度について、競技力向上施設など地域の実情に応じて柔軟に対応できるメニューを拡充するとともに、十分な予算額を確保すること。
- (3) 海外代表チームのキャンプ誘致に向けた活動への支援を行うこと。
- (4) 障がい者スポーツの競技力向上の取組への支援を行うこと。

2 文化プログラムの推進

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムについては、日本の芸術文化の魅力を世界に発信するとともに、日本各地において地域の特徴や参加者の多様な表現ができる多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むべきものである。
- については、認定した事業等へのロゴマークの付与に留まらず、事業等の実効性を担保するため、国の責務として、地方に対する必要な財政措置を行うこと。
- (2) 芸術文化にはバリアはなく、個人等の感性、創造力、表現力などを基に創り上げるものであり、障がい者が作品を創造できる環境整備や機会の提供は、障がいの有無に関わらずその能力が認められ存分に發揮できる共生社会の実現に寄与するものである。
- こうした観点から、障がい者の芸術文化振興を文化プログラムに位置付けて、地方とともに国も主体的に取り組むこと。また、主体的に障がい者の芸術文化活動を推進していくよう国が地方に対する必要な財政措置を行うこと。

3 訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策の推進

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を、訪日外国人旅行

者の全国各地への誘導、地域経済活性化に寄与する好機と捉え、次のような施策を積極的に講じること。

(1) 訪日外国人旅行者の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫(CIQ)などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成、外国語併記の観光案内標識の設置・共通表記化、無料公衆無線LANの整備及び共通認証に向けた取組の加速、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備の支援に取り組むこと。

また、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスの創設など、今後も増加が見込まれる訪日外国人旅行者への対応を加速させるための総合的な対策について、中長期的に継続して取り組むこと。

(2) 受入体制・環境整備

今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

また、近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

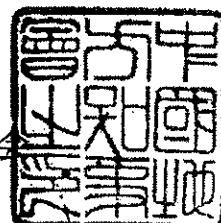
(3) 観光の基幹産業化に向けた地方の取組への支援

観光産業の国際競争力を一層高めるため、古民家活用などによる多様なニーズに対応した宿泊サービスについて、地域の実情に応じて導入できるよう、地域の宿泊需給の状況や利用者等の安心・安全の確保にも十分配慮した上で、今後も法整備その他必要な対応について検討を進めるとともに、観光産業人材の育成、MICE誘致の促進等を強力に推進すること。

特に、観光を地方創生につなげていくために、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な新たな税財源を確保すること。

平成29年6月5日

中國地方知事会議



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太彦
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくることが必要である。

このためには、歴史や自然など豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道については、供用済区間が未だ4割程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、中国地方には依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。

また、高速道路ネットワークは大規模災害時において、救急活動や緊急物資輸送、復旧活動の支援等の重要な役割を担っており、防災・減災、国土強靭化の観点から早期整備が必要となっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算を十分に確保した上で、山陰道の事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有するべき安全性や定時性の確保のため、早期に4車線化を行うとともに、当面の対策として付加車線整備や試行的な設置が始まったワイヤーロープによる上下線の分離等の有効な対策の促進を図ること。

なお、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された岡山米子線については、早期整備を図り、効果検証をすること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジの整備を促進するとともに、高速道路料金制度の改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、地域の実情に応じた料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対しては、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

(1) 地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化を図り、物流・人流の活性化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進のため、所要の予算を確実に確保した上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

(2) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国 の負担又は補助の割合を平成30年度以降も維持するとともに、必要な 道路整備の推進が図られるよう拡充や見直しを含め必要な措置を講じること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、 北陸新幹線の今後の整備の進捗などにもらみ、山陰における高速鉄道網の 整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

5 地方鉄道の維持・高速化

地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響 を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生対策が進められている間などの特別な事情に 配慮した措置を講ずること。

また、地方鉄道の維持、活性化のため、地方鉄道の高速化に向けた国 の助成制度の拡充を行うこと。

6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

(1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保により、利便 性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環 境を整備すること。

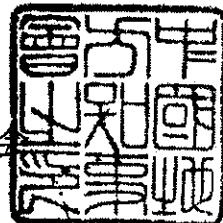
(2) 今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の地方への周遊性を 高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構 築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層 の充実を図ること。

7 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送のミッシングリンク解消は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。
については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。
- (4) 近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。
については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

平成29年6月5日

中国地方知事会



鳥取県知事	平 伸 治
島根県知事	溝 口 善 兵 衛
岡山県知事	伊 原 木 隆 太 彦
広島県知事	湯 崎 英 政
山口県知事	村 岡 翁

地域農林水産業の振興について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、予測不能な自然災害による農林水産業被害など、非常に厳しい状況にある。

こうした中、国は平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、昨年11月には、さらなる農業の競争力強化のため、「農業競争力強化プログラム」を決定し、本プランの中に位置付けられたところである。

このような状況を踏まえ、農林水産業を成長産業に育て、農山漁村の持続的発展を図っていくためには、地域の実情を踏まえた柔軟な施策展開が必要であることから、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

については、こうした地域の特色のある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 国際交渉への対応

TPPのみならず、日米FTA、日EU・EPA、RCEPなど、いかなる国際交渉にあっても、正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水

産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

3 集落営農法人等広域連携組織の推進

集落営農法人をはじめ、認定農業者、JAなどの多様な農業経営体を活かしながら、農業経営基盤の強化を図るとともに、小規模法人単独では困難な事業の展開や新規就業者の雇用の実現により、集落維持を図るため、複数の集落営農法人等で出資する「集落営農法人連合体」などの広域連携組織の設立が求められている。

については、農業経営の法人化等の推進について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

4 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の推進が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、園芸産地における新たな担い手の育成・確保を図るため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

5 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地集積と集約化を進めるためには、農地の受け手となる担い手育成や、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する基盤整備が必要であり、それらと連動した施策を含め、引き続き十分な予算を確保すること。

6 農業生産基盤整備の推進

農地の集約化を進め、農業の生産性向上と高付加価値化を図るために、体质強化に資する農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の老朽化対策等の生産基盤の整備に必要な予算を十分に確保すること。

また、土地改良制度の見直しについては、地方公共団体に新たな負担が生じることのないよう、国において必要な予算を措置するとともに、取り組みやすく実効性のある制度とすること。

7 経営安定対策の充実

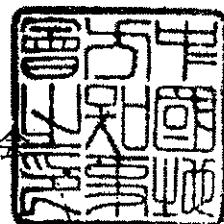
- (1) 生産者の不安を払拭するため、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティーネットの充実強化を図ること。
- (2) 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、平成29年度当初予算で措置された「中山間地農業ルネッサンス事業」の運用改善を図るとともに、関連する支援の拡充を図り、全体の予算を増額すること。
- (3) 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靭化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備について、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保すること。
- (4) 主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であることから、農業競争力強化支援法等において都道府県の主要農作物種子生産における役割・位置づけを明確にするとともに、その役割を果たすための予算を十分に確保すること。併せて、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- (5) 米の需給調整は、国が責任を持って必要な対策を講じる必要があるため、平成30年からの需給調整が確実に実行されるよう具体的な対策を示すこと。特に過剰作付県等に対して強力な働きかけを行うなど、従来から需給調整に取り組んできた県に不利益が生じないよう、公平性を担保した方法で行うこと。
- (6) 加工原料乳生産者補給金制度の見直しに当たっては、指定生乳生産者団体が担ってきた機能が維持され、生乳の需給調整の実効性が担保できるよう配慮すること。

8 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するために「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大すること。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 彦彦
山口県知事	村岡 政嗣

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われ、100dBを超える航空機騒音が繰り返し測定されている。さらに、最近でも、深夜など住民への影響が大きい時間帯で飛行が行われた事案も発生しており、依然として事態の改善が図られていない状況にある。

平成25年8月末に、国（防衛局）が島根県及び広島県に各1台設置した騒音測定装置は、測定開始から3年以上経過し、測定結果が得られていることをふまえ、今後、新たに設置した測定器による測定結果も加え、これまでの客観的な騒音データの分析による具体的な騒音被害対策が必要である。

また、昨年度は、岩国基地に関するハリアー攻撃機やホーネット戦闘攻撃機の墜落事故のほか、オスプレイの不時着水など米軍機による国内での重大事故が相次いで発生したことから、徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講じるとともに、地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

さらに、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等の岩国移駐が予定される中、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求める。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。
- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地

元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図ること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

また、オスプレイについても、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

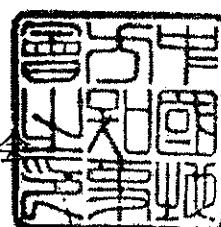
さらに、今後、横田基地に配備される予定のオスプレイについても、仮に中国地方へ影響が及ぶ場合には、適切に情報提供を行うこと。

4 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

北朝鮮ミサイル発射等への対応の充実・強化についての緊急アピール

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による相次ぐミサイル発射や核実験の実施は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、我が国の主権と安全保障、国際社会の平和と安全を冒涜する暴挙である。

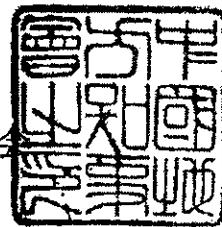
不測の事態も危惧されるなど、朝鮮半島情勢はこれまでになく緊迫化し、国民の不安は増大している。

国においては、国民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、次の事項について毅然とした態度で対処するよう強く要望する。

- (1) 度重なる弾道ミサイルの発射と核実験は、漁業者をはじめ国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海の安全を脅かし、一連の国連安保理決議に違反する行為である。北朝鮮が今後さらにこうした暴挙に出ることのないよう、北朝鮮に対して厳重な抗議を行うとともに、国連などの場を通じて強く国際社会に訴えること。また、拉致問題の解決も含め、さらに国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- (2) 国民の不安を払拭し、国民の安全を守るために措置として、ミサイル飛来時の情報提供を確実に行うとともに、飛来への備え、落下後の避難行動や救助活動等について、より具体的かつ詳細な情報提供を行い、国民の理解の深化を図ること。
- (3) ミサイル発射の兆候・発射情報については、Jアラートの鳴動の有無に関わらずすべて、地方自治体及び日本海で操業する漁船などの船舶、さらに航行中の航空機に対し、迅速かつ直接に伝達される仕組みを構築すること。
- (4) 地方公共団体や鉄道・バス・船舶事業者、ライフライン事業者、消防・警察などの事案発生時の対応や備えの具体化を図るために、ミサイルが飛来又は落下する可能性がある場合に関係機関がとるべき対応を明確化すること。
- (5) 現在国が検討している、邦人救出や、大量避難民への対応について早期に都道府県の役割を明確にし、各都道府県の処置対策について具体化できるよう協議を推進すること。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 彦
山口県知事	村 岡 政嗣

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいづれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

- イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
- ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 1 条に規定する武力攻撃事態等及び同法第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。
- 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。
- 3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
- 4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
- 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関 西 広 域 連 合
広域連合長 井 戸 敏 三

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

中国地方5県等ドクターへり広域連携に係る基本協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（以下「5県」という。）及び関西広域連合並びに鳥取大学医学部附属病院、島根県立中央病院、川崎医科大学附属病院、広島大学病院及び山口大学医学部附属病院（以下「各病院」という。）は、5県及び関西広域連合が各病院を基地病院として運航するドクターへり（以下「各ドクターへり」という。）の広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るために相互利用及び災害時における相互協力を目的として次のとおり協定を締結する。

（実施体制）

第1条 この協定に定める事項は、5県、関西広域連合、各病院及び運航業務受託者が良好な関係の下に実施するものとする。

（対象地域）

第2条 相互利用に係る各ドクターへりの出動対象地域は、別に定める。ただし、多数の傷病者が発生したとき等ドクターへりによる救急医療の有用性が認められる場合には、当該対象地域以外にも出動できるものとする。

（要請）

第3条 出動対象地域においては、傷病者の生命に関わる等の理由から緊急性を有すると認められる場合には、各病院からの運航距離及び時間を勘案して、他県又は関西広域連合の各ドクターへりを要請できるものとする。

（災害時の運用）

第4条 災害発生時におけるドクターへりの広域的な運用については、各県及び関西広域連合の運航要領等に基づき協力して行う。

（連絡会議）

第5条 この協定に基づく各ドクターへりの連携が円滑に行われるよう、関係機関による連絡会議を設置する。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく各ドクターへりの出動に係る費用は、原則として出動を要請する側の負担とする。ただし、関係する県及び関西広域連合との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

なお、負担する費用の範囲、額、納付方法等については、関係する県及び関西広域連合が別に定めるものとする。

（事故等への対処）

第7条 各ドクターへりの運航に起因する事故等については、運航業務受託者、関係する県、関西広域連合及び関係する基地病院において対処するものとする。

(委任)

第8条 この協定に定めるもののほか、各ドクターへりの広域連携の実施に際し必要な事項は、関係する県、関西広域連合及び関係する基地病院が別に定める。

(連携の推進)

第9条 5県及び関西広域連合は、本協定の対象となるドクターへり以外のドクターへりの広域連携についても協議し、更なる連携の推進に努めるものとする。

(変更)

第10条 この協定の締結をもって、平成25年1月23日に締結した中国地方5県ドクターへり広域連携に係る基本協定は本協定に変更するものとする。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、11者署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月5日

鳥取県知事

島根県知事

岡山県知事

広島県知事

山口県知事

関西広域連合長 井戸 敏三

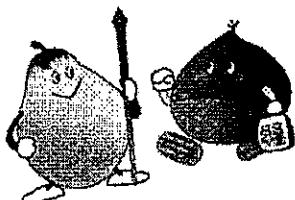
鳥取大学医学部附属病院
病院長 原田 省

島根県立中央病院
病院長 小阪 真二

川崎医科大学附属病院
病院長 園尾 博司

広島大学病院
病院長 平川 勝洋

山口大学医学部附属病院
病院長 杉野 法広



[鳥取県の復興・福興新キャラクター]
ヤーリーくん・クーリーちゃん

復興・福興に向けて 「お越しください 鳥取県へ！」

平成28年10月に発生した鳥取県中部地震では、日本中の皆様から、温かいご支援・ご声援をいただきましたことに、まずもって厚くお礼申し上げます。皆様からのご支援により、被災者の生活再建に向けた取組が着実に進展するなど、復興への明るい光が見えてきています。

年明けには、33年ぶりの大雪に見舞われましたが、春先以降の天候回復に伴い、公共土木施設等の災害復旧工事やブルーシートで覆われた屋根の修繕なども進んできました。

こうした中、鳥取県では、地域が協力し支え合いながら、鳥取県中部地震からの一日も早い復興と、「復興」から幸福を興す「福興」をスローガンに、震災前にも増して暮らしやすく元気な地域づくりを強力に推進しています。

鳥取県の観光地では皆様を温かくおもてなしし、観光を通じて「鳥取の元気」を発信しているところですが、皆様が鳥取県にお越しいただくことが、鳥取県をさらに元気づけるとともに、一日も早い鳥取県の復興・福興につながると考えています。

ぜひ鳥取県にお越しください。お待ちしております。

平成29年6月5日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事	井 伸	治
島根県知事	口 善	兵衛
岡山県知事	木 隆	太彦
広島県知事	崎 英	政
山口県知事	岡 瞳	英嗣
中国経済連合会会长	田 知	知匡
鳥取県商工会議所連合会会长	繩 橋	伸誠
島根県商工会議所連合会会頭	瀬 古	彬樹
岡山県商工会議所連合会会长	崎 岡	男
広島県商工会議所連合会会頭	山 上	
山口県商工会議所連合会会頭	川 康	

ライフスタイルを見直し、省エネを進めよう

すべての国と地域が温室効果ガス排出削減に取り組むことを定めた国際枠組みである「パリ協定」が昨年発効し、国際的な地球温暖化対策の重要性はますます高まっています。わが国も「2030年度に2013年度比26%削減」という温室効果ガス削減目標を掲げており、その達成には長期エネルギー需給見通し（エネルギー・ミックス）の実現が不可欠となっています。

こうしたなか、わが国でのエネルギー供給を巡る状況は依然として厳しく、火力発電への依存度が高水準の状況であり、今後のエネルギー供給は、安全性を大前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コスト化や環境負荷の低減を図ることが強く望まれています。一方、エネルギーを消費する側も、これまでのライフスタイルを見直すなどの努力を続けていくことによる徹底した省エネルギーの取組が求められています。

私たちは、平成23年度から、これまでのライフスタイルを今一度振り返ることの呼びかけを行い、皆さんとともに省エネに取り組んでまいりました。引き続き、夏場の軽装、空調や照明・パソコンの使い方の見直しなど様々な取組を実践するとともに、エコドライブの推進、エコカー・省エネ設備の導入などを図ってまいります。

中国地域の皆さんにおかれましても、これまで以上に家庭や事業所において省エネに取り組むことで、低炭素社会に向けたライフスタイルを実践していただくとともに、これらの取組を一層、地域で広げていただきますよう、ご協力をお願ひいたします。

平成29年6月5日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事

島根県知事

岡山県知事

広島県知事

山口県知事

中国経済連合会会长

鳥取県商工会議所連合会会长

島根県商工会議所連合会会长

岡山県商工会議所連合会会长

広島県商工会議所連合会会长

山口県商工会議所連合会会长

井 伸 治

口 善 兵

木 騎 太

崎 英 彦

岡 瞳 政

繩 瞳 言

瀬 崇 誠

崎 古 杉

岡 伸 樹

深 山 伸 樹

川 上 伸 男

